

## 令和6年12月2日以降 保険証の交付が終了します

国の方針により、令和6年12月2日から「被保険者証」の交付（新規加入、変更交付、再交付等）が終了します。

令和6年12月2日以降は、マイナ保険証（保険証利用を紐づけされたマイナンバーカード）の利用が基本となります。

ただし. . .

お手元の「**被保険者証**」に変更が無ければ、**有効期限(令和7年9月30日)まで**引き続き使えますので、誤って廃棄しないでください。

★ マイナ保険証を利用している方、または あらたにマイナ保険証を利用する方は、  
・ マイナ保険証を使えないとき、すでに交付されている有効期限内の被保険者証と一緒に提示してください。

★ マイナ保険証を持っていない方は、  
被保険者証に変更が無ければ、今までと変わりなく有効期限まで使用できます。  
住所等の変更がある方は変更の手続きをしてください。

「被保険者証」の有効期限が切れた後は. . .

● マイナ保険証を利用している方は、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を被保険者証の有効期限を迎える前に交付します。

・ マイナ保険証を使えないときは、マイナ保険証と「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」と一緒に提示してください。

● マイナ保険証を持っていない方は、「資格確認書」を被保険者証の有効期限を迎える前に交付します。

・ 「資格確認書」は医療機関等で従来の被保険者証と変わらずに医療を受診できます。

令和6年12月2日以降に、変更手続き(住所変更など)をしたときは. . .

★ マイナ保険証を利用している方は、「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を交付します。

★ マイナ保険証を持っていない方は、「資格確認書」を交付します。